

長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領

平成25年3月22日 制 定
平成27年6月1日 一部改訂
平成28年4月1日 一部改訂
平成29年6月20日 一部改訂
令和3年4月1日 一部改訂
令和7年4月1日 最終改訂

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年度国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、長崎県知事及び各振興局長（以下「知事等」という。）が法第53条第1項に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)認定基準 法第54条第1項第一号から第三号に規定する基準をいう。
- (2)評価機関 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関）又は指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関）をいう。

(認定申請)

第4条 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、申請書の正本及び副本各1通に、省令第41条第1項に定める図書を添えて知事等に提出するものとする。

- 2 認定申請者は、法第54条第2項の規定による申し出を行う場合は、前項に定める認定申請書に併せて、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本各1通（当該申し出があった建築物が建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合（同条第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。）は副本3通）を知事等に提出するものとする。

(評価機関による技術的審査)

第5条 認定申請者は、当該申請を行う前に、計画が認定基準に適合していることについて、次の各号に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める評価機関（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されている者を除く。）による技術的審査を受けることができる。

一 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

二 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関を兼ねる者に限る。）

2 評価機関は、前項の技術的審査の結果、計画が認定基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を認定申請者に交付するものとする。

（知事が必要と認める図書）

第6条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前条の規定による評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、（当該評価機関が交付する適合証を提示したうえ）当該適合証の写しとする。

二 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合にあっては、当該確認済証の写しとする。

三 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認申請書を併せて提出しようとする建築物のうち、同法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合、かつ、申請者が構造計算適合性判定機関にその判定を直接申請する場合には、当該適合判定通知書又はその写しとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査の実施等）

第7条 法第54条第2項の規定による申し出があった場合、当該申し出があった建築物が建築基準法第20条第1項第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、知事等は、建築基準法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 知事等は、前項の審査を行う場合は、当該審査を建築基準法第18条の2第1項により長崎県知事が委任した指定構造計算適合性判定機関に委託して行うものとする。

（審査の委託）

第8条 知事等は、認定申請を審査する場合、第5条第1項の規定による技術的審査を受けた場合を除き、認定基準に係る審査を、評価機関に委託することができる。

（知事等以外の者の指示による申請書等の補正）

第9条 前条の規定により、知事等が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事等は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

（認定しない旨の通知）

第10条 知事等は、認定申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）により認定申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 認定申請者は、認定申請を取り下げようとする場合、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第2号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（変更認定申請）

第12条 第4条第2項、第5条から前条までの規定は、法第55条第1項の規定による計画の変更認定の申請（以下「変更認定申請」という。）について準用する。

2 変更認定申請をしようとする者は、省令第45条に規定する申請書の正本及び副本各1通及び添付図書に、省令第43条第1項に規定する認定の通知書の写しを添えて、知事等に提出するものとする。

（軽微な変更届）

第13条 法第54条第1項の規定による計画の認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の変更（省令第44条の規定による軽微な変更に限る。）をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画の変更届（別記第3号様式）正本及び副本各1通に当該変更に係る図書を添えて知事等に提出するものとする。

（建築等の取りやめ）

第14条 認定建築主は、認定計画に係る建築物の建築等を取りやめようとする場合、認定低炭素建築物新築等計画の取りやめ届出（別記第4号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

2 前項の届出には、省令第43条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

（認定建築主変更等届）

第15条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届（別記第5号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

一 認定建築主の一般承継人

二 認定建築主から、認定計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

（報告の徴収）

第16条 法第56条の規定による報告の徴収は、第17条に定めるものを除き、知事等が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第6号様式）により行うこととする。

2 認定建築主は、前項により知事等から報告を求められた場合、認定低炭素建築物状況報告書（別記第7号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

(建築工事完了報告書)

第17条 認定建築主は、認定計画に係る建築物の建築工事を完了したときは、当該計画に基づき建築工事が行われたことを建築士に確認させ、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記第8号様式）に次の各号に定める図書を添付して、知事等に提出するものとする。

一 工事写真

二 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(改善命令)

第18条 法第57条の規定による改善命令は、知事等が必要と認めるときに、改善に関する命令書（別記第9号様式）により行うこととする。

(認定の取り消し)

第19条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取り消しは、知事等が必要と認めるときに、認定取消通知書（別記第10号様式）により行うこととする。

(台帳の整備)

第20条 知事等は、認定等に関する申請及び届出等について、低炭素建築物新築等計画の認定台帳（別記第11号様式）の整備を行い、これを管理するものとする。

(その他)

第21条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

〇〇第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

申請者 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記の低炭素建築物新築等計画の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2号様式（第11条関係）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

届出者住所
氏名

下記の低炭素建築物新築等計画の認定申請については、申請を取り下げたいので、長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第11条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 申請の種類

2. 申請年月日

年 月 日

3. 申請に係る建築物の位置

4. 取り下げ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第3号様式（第13条関係）

低炭素建築物新築等計画の変更届

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

届出者住所
氏名

下記の低炭素建築物新築等計画を変更(国土交通省令で定める軽微な変更に限る。)したいので、
長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第13条の規定により届け出ます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定建築主の氏名又は名称
3. 認定に係る建築物の位置
4. 軽微な変更の内容
(前)
(後)
5. 変更理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 「5. 変更の理由」は別紙とすることができます。

第 4 号様式（第 14 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画の取りやめ届出書

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

申出者住所
氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築等を取りやめたいので、長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第 14 条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定建築主の氏名又は名称
3. 認定に係る建築物の位置
4. 取りやめの理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 「4. 取りやめの理由」は別紙とすることができます。

第5号様式（第15条関係）

認定建築主変更等届

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

届出者住所
氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第15条の規定により届出します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定建築主の氏名又は名称
(変更前) :
3. 認定に係る建築物の位置
4. 変更等理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 「4. 変更等理由」は別紙とすることができます。

〇〇第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

認定建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築の状況について、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第56条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定建築主の氏名又は名称
3. 認定に係る建築物の位置
4. 報告を求める内容
5. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

報告者住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第56条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築の状況について、長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第16条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定に係る建築物の位置
3. 認定建築主の氏名
4. 建築の内容

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 「4. 建築の内容」は別紙とすることができます。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁

〇〇振興局長 様

報告者住所

氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第17条の規定により、報告します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号

年 月 日 第 号

2. 認定建築主の氏名又は名称

3. 認定に係る建築物の位置

4. 建築工事完了年月日 年 月 日

5. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等

(級) 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

名称

所在地

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 工事写真を添付するとともに、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。

(第2面)

6. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合 は、その内容)
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

〇〇第 号
年 月 日

改善に関する命令書

認定建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第 57 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定建築主の氏名又は名称
3. 認定に係る建築物の位置
4. 命ずる措置
5. 改善の期限

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〇〇第 号
年 月 日

認定取消通知書

認定建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、長崎県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領第 19 条の規定に基づき、これを通知します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定年月日 及び(変更)認定番号
年 月 日 第 号
2. 認定建築主の氏名又は名称
3. 認定に係る建築物の位置
4. 理由

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。